

第 8 期計画期間の状況と施策の評価について

1. 天草市の高齢者の現状……………P 1～2
2. 介護保険給付の状況……………P 3
3. 介護サービス資源（基盤）の状況……………P 4
4. 施策の評価について……………P 5
5. 介護保険財政調整基金と保険料の設定について……………P 6

（別表資料）

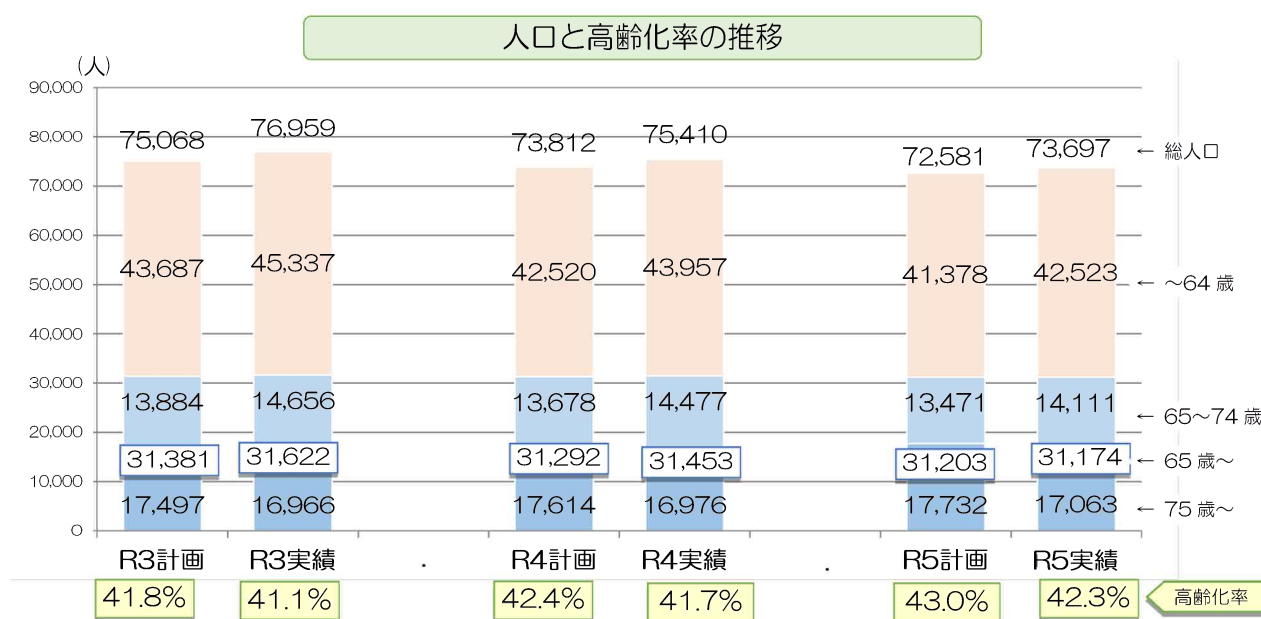
健やか生きいきプラン（第 8 期）施策の評価について

1. 天草市の高齢者の現状（高齢者人口と要介護認定者数）

①天草市の高齢者人口と高齢化率の状況

第8期介護保険事業計画期間の推計値と実績値を比較すると、総人口の実績値は推計値を大きく上回っていますが、高齢者人口の実績値は、令和5年度には推計値を下回る結果となりました。

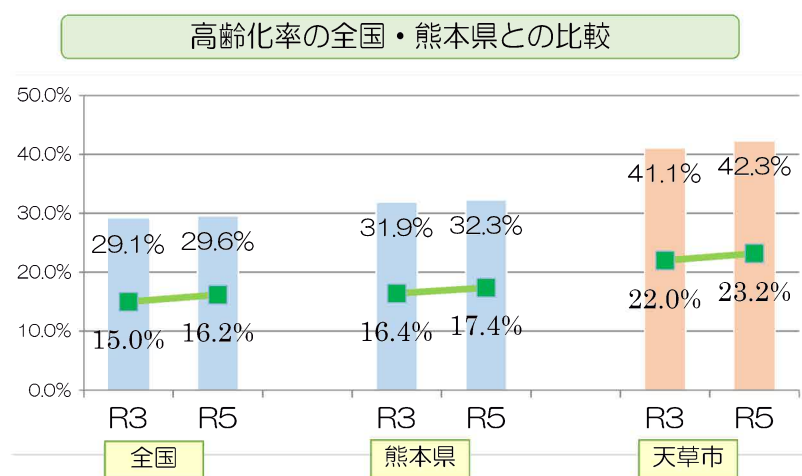
また、計画期間における高齢化率の伸びは、計画値、実績値ともに1.2ポイントの増となっています。本市においては、高齢者人口が減少しているものの、若い世代の減少率が大きく、これが高齢化率の上昇の要因となっています。



※【出典】計画：第8期介護保険事業計画健やか生きいきプランより

実績：【出典】住民基本台帳各年9月

○天草市の高齢化率と全国・熊本県の高齢化率の比較



※ 棒グラフ・・・高齢化率（65歳以上）、折れ線グラフ・・・75歳以上割合

※ 全 国・・・総務省統計局「人口推計」各年10月1日現在値

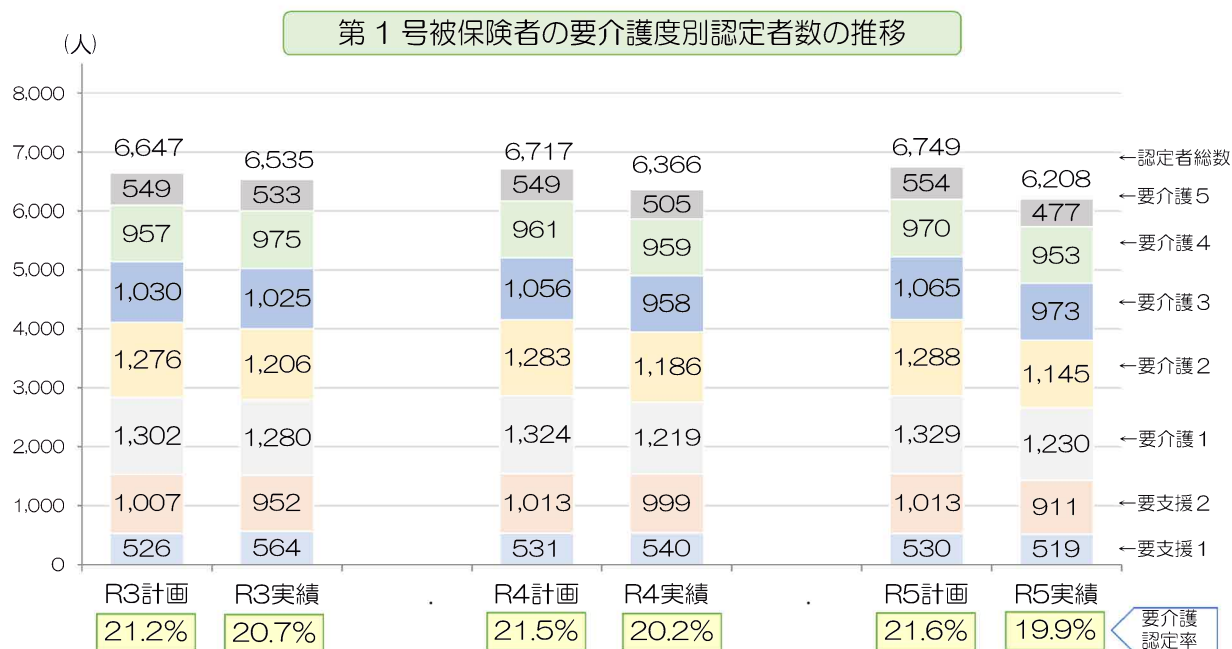
熊本県・・・熊本県推計人口調査結果報告

天草市・・・住民基本台帳

②天草市の要介護（支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は被保険者数の減少とともに減少傾向にあります。

第8期介護保険事業計画で推計していた認定者数と実績値を比較すると、推計値ではほぼすべての要介護度で増加していくと推計されていましたが、実績値は推計値を大きく下回り、すべての要介護度で減少傾向となりました。



※計画値：第8期健やか生きいきプラン、実績値：介護保険事業状況報告（各年9月末）
 ※要介護認定率は、第1号被保険者の認定者数／第1号被保険者総数で算出。

事業対象者数は、第8期計画期間では、第6期、第7期の取り組みに加え、地域介護予防活動の推進やこれを基盤とした介護予防ケアマネジメントの見直しなど新しい介護予防の取り組みを推進した結果、減少傾向となりました。

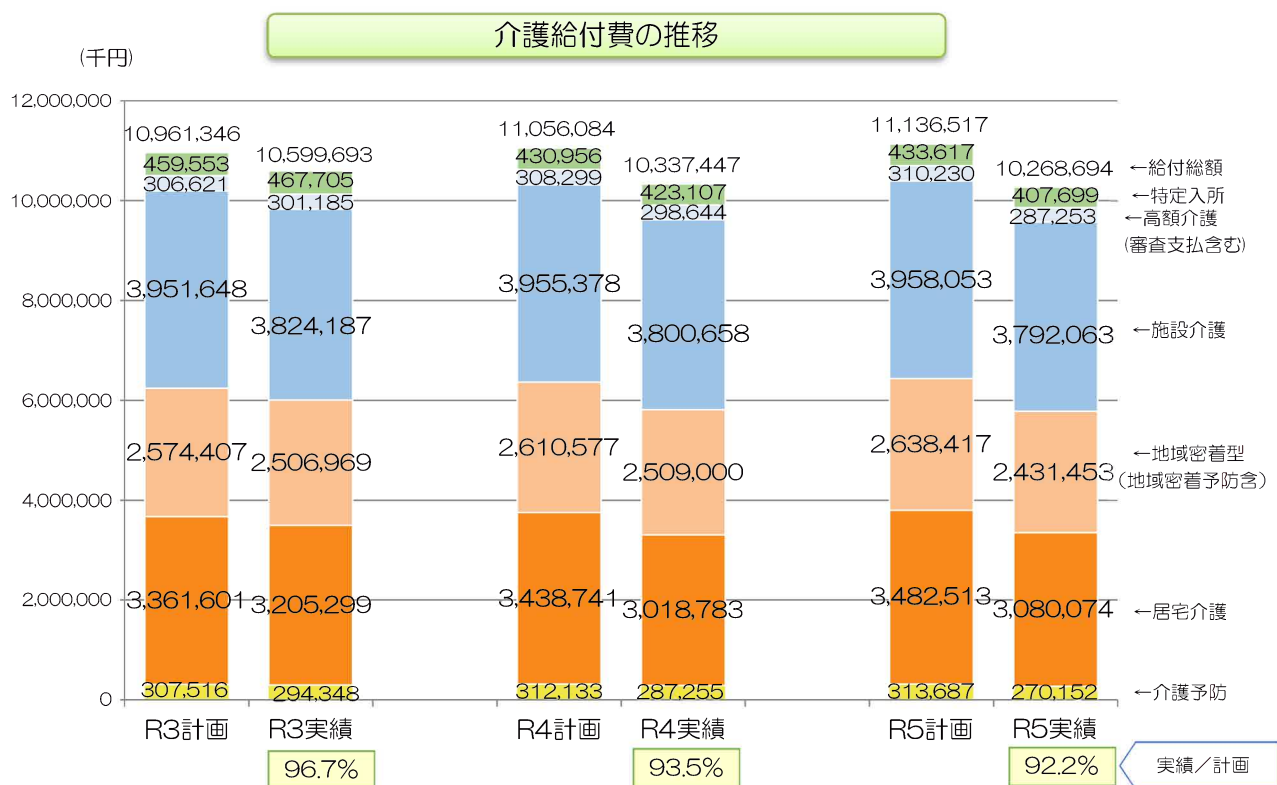


2. 介護保険給付の状況

①天草市の介護給付費の実績

介護保険サービスの利用に対する給付費は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間中は、要介護認定者の減少の影響もあり年々減少し、令和5年度で約102億7千万円となっています。

介護保険事業計画の推計値と実績値を比較すると、3年とも計画の見込み額を下回る結果となりました。



要介護認定者1人あたりの介護給付費

項目	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
給付費増額(月額) 標準給付費/12ヶ月	913,445,500	883,307,750	921,340,333	861,453,916	928,043,083	855,724,500
要介護認定者数 ※第1号被保険者	6,647	6,535	6,717	6,366	6,749	6,208
要介護認定者※1人 あたりの介護給付費	137,422	135,165	137,165	135,321	137,508	137,842

3. 介護サービス資源（基盤）の状況

介護サービス資源の第8期計画期間中（R3～R5）の推移

日常生活圏域名	高齢者数	居宅サービス						地域密着型サービス					介護保険施設				その他				
		居宅介護支援事業所	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	生活支援ハウス
	(人)	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	床	床	床	床	床	床	床	室	床	床	室
第7期末 (R3.3)	31,652	42	24	16	7	22	15	27	10	12	222	180	625	378	12	92	219	23	100	170	8
第8期末 (R6.3)	31,077	41	23	16	7	21	14	29	9	10	222	180	625	370	0	104	219	23	100	170	8
増 減	△575	△1	△1	0	0	△1	△1	2	△1	△2	0	0	0	△8	△12	12	0	0	0	0	0

※休止事業所を除く

○市指定サービス（居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型等）

⇒介護予防支援は増減なし（地域包括支援センターのみ 6 包括）

⇒地域密着型通所介護（新規指定 3 事業所・廃止 1 事業所）

※R6.4.1～2 事業所休止 また、休止中の事業所の廃止 1 事業所

⇒認知症対応型通所介護（再開 1 事業所・廃止 2 事業所）※他に休止中事業所の廃止 3 事業所

⇒小規模多機能型居宅介護（休止 2 事業所）※休止事業所の内 1 事業所は R6.9 に再開予定

⇒居宅介護支援事業所（廃止 3 事業所、新規指定 2 事業所）

○熊本県指定のサービス等

⇒訪問介護（休止 1 事業所）

⇒訪問看護（新規指定 1 事業所、廃止 1 事業所）

※訪問看護と訪問リハについて、みなし指定（病院）で給付実績がない事業所について、訪問看護は 2 事業所、訪問リハは 1 事業所を本表に計上していない。

⇒通所介護（新規指定 1 事業所、廃止 2 事業所）

⇒通所リハ（休止 1 事業所）

⇒介護老人保健施設（休止 1 事業所 8 床）

⇒介護療養型医療施設（介護医療院への転換 2 事業所 12 床）

⇒介護医療院（介護療養型医療施設からの転換 2 事業所 12 床）

4. 施策の評価について

第8期 基本目標

「高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支えあい
自分らしい生活を営むことができる地域共生社会」

1. 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

地域包括支援センター6か所を委託設置し、①総合相談支援事業②権利擁護業務③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、要支援や事業対象者の介護予防ケアマネジメント業務を一体的に実施。高齢者支援における「地域の中核機関」の役割を担っています。

また、市主催の地域ケア会議のほか、地域包括支援センター主催の「個別版」「ケアマネジメント版」「地域課題検討」を実施し、地域課題をとりまとめ、高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤の整備をさらに進めるため各会議体と連動し課題解決のため検討会を実施しました。

2. 健康で生きいきと暮らせる仕組みづくり

健康な高齢者が増えれば、介護を必要とする人を支える人材が少なくても生活できること、また支える側は地域の中で、社会参加による活躍が自身の生きがいつくりにも期待できることから、健康づくりや介護予防の活動に力を入れました。推進にあたっては、専門職が常に先導するのではなく、高齢者が「主体的」に取り組む仕組みとし、各種事業を展開しました。

3. どんな時も安心して生活ができる地域づくり

今後は、少ない専門職で多くの高齢者を支援していく必要があるため、地域活動・ボランティア活動・民間事業所のサービスの活用なども含めた「地域支え合い」を推進してきました。医療と介護の連携推進や地域の専門職が共同でケアにあたる体制づくり、認知症施策の推進のほか、家族介護の支援などを実施しました。

要支援認定者と虚弱高齢者の減少・維持、要介護認定者の増加が抑えられているのは、地域支援事業を主としたこれら健康づくり事業や介護予防事業の成果であるといえます。その成果は事業費の面においても介護保険事業費（保険給付費・地域支援事業費）の上昇の抑制からも確認でき、前期では据え置いた介護保険料も、第9期においては第8期から減額することができました。

国が地域包括ケア強化法により創設した「保険者機能強化推進交付金」、さらに令和2年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）」の評価指標において常に県内上位の高評価を受けたことから分かります。本市における地域支援の体制づくりなど地域包括ケアシステムの構築・深化の進捗については、他自治体と比較して推進されているものと判断されます。

※詳細な施策の評価は、別紙「健やかいきいきプラン施策の評価について」のとおり。

5. 介護保険財政調整基金と保険料の設定について

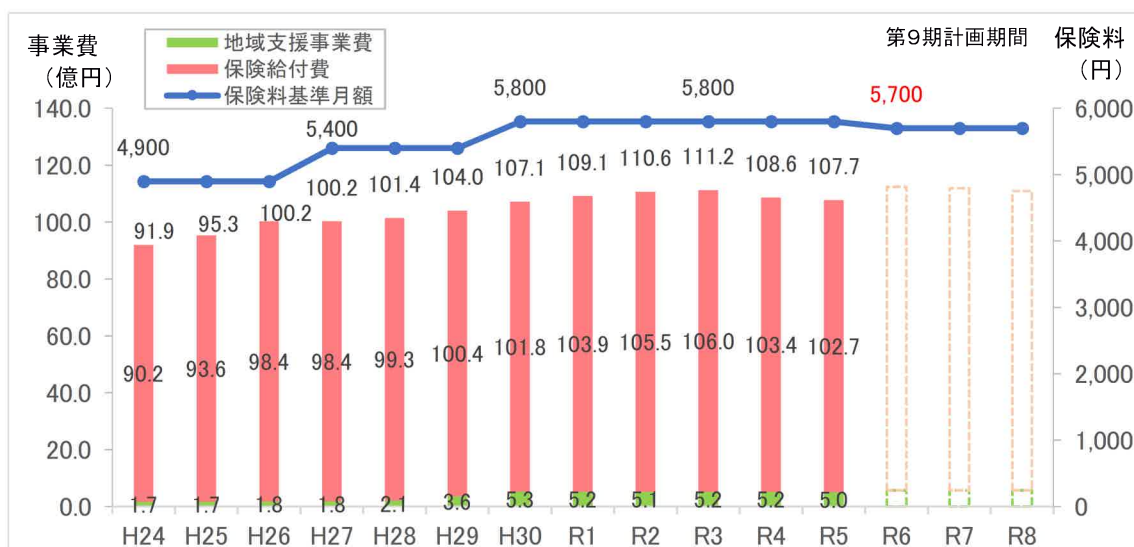
①介護保険財政調整基金と保険料（第8期）について

介護給付費と地域支援事業費は、その総額に対して、定率の各種負担（国・県・市・第2号被保険者保険料）と、第1号被保険者の保険料収入で賄われ、剰余金が発生した場合には、基金に積み立て、介護給付費等が不足する場合は基金を取り崩すこととなります。

介護保険財政調整基金の推移

第7期事業計画終了時 R3.3末現在の残高	第8期事業計画終了時 R6.3末現在の残高	第8期計画期間中の 基金の増減
568,666,965	817,818,249	249,151,284

第8期介護保険事業計画では、基金を4億8,000万円取り崩すことで介護保険料月額基準額を5,800円（第1号被保険者）に設定しておりました。しかし、3カ年の介護保険給付費と地域支援事業費が計画ほど伸びなかったことから、第1号被保険者の保険料収入と各負担金・交付金等でこれをほぼ賄うことができ、基金の取り崩しを行いませんでした。これは前述したとおり、健康づくり事業や介護予防、重度化防止等の取り組みにより、認定者数の抑制につながったことが一つの要因と考えられます。



参 考

第9期計画期間（令和6年度～8年度）においては、介護保険給付費の減少が見込まれていることに加え、財政調整基金から約7億3,400万円を充当することにより、介護保険料標準月額を5,700円としました。

第8期(R3年度～R5年度)
の保険料標準月額
5,800円



第9期(R6年度～R8年度)
の保険料標準月額
5,700円